

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市駐輪場等条例(平成15年柏市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(平27規則66)

(駐輪場の利用時間)

第3条 条例第4条第2項に規定する駐輪場の利用時間は、午前零時から午後12時までとする。

(平27規則66・全改)

第4条 削除

(平17規則50)

(許可申請書)

第5条 条例第5条第2項の申請(以下「駐輪場利用許可申請」という。)は、駐輪場利用許可申請書を市長(指定駐輪場(条例第3条の2に規定する指定駐輪場をいう。以下同じ。))にあっては、指定管理者(同条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))。次条、第8条、第10条及び第14条において同じ。)に提出して行わなければならない。

2 条例第5条第5項の申請(以下「レンタサイクル利用許可申請」という。)は、次の各号に掲げるレンタサイクル利用許可申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を指定管理者に提出して行わなければならない。

(1) 条例第5条第4項の許可(以下「レンタサイクル利用許可」という。以下同じ。)(レンタサイクル1月利用に係るものに限る。)に係るレンタサイクル利用許可申請(以下「レンタサイクル1月利用許可申請」という。) レンタサイクル1月利用許可申請書

(2) レンタサイクル利用許可(レンタサイクル1日利用に係るものに限る。)に係るレンタサイクル利用許可申請(以下「レンタサイクル1日利用許可申請」という。) レンタサイクル1日利用許可申請書

(平21規則54・平27規則66・一部改正)

(許可申請期間等)

第6条 駐輪場利用許可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間又は期日に行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 駐輪場の利用を開始しようとする日(以下「利用開始希望日」という。)が4月1日である場合 利用開始希望日の属する年度の前年度の12月1日から同月末日までの間において市長が別に定める期間(指定駐輪場にあつては、利用開始希望日の属する年度の前年度の2月1日から当該利用開始希望日(その日が柏市休日条例(平成元年柏市条例第3号)第2条第1項に規定する休日(以下「本市の休日」という。))であるときは、その日前において、その日に最も近い本市の休日でない日)までの間)

(2) 駐輪場の利用開始希望日が4月1日以外の日である場合 市長が別に定める期間(指定駐輪場にあつては、利用開始希望日の当日(その日が本市の休日であるときは、その日前において、その日に最も近い本市の休日でない日))

2 レンタサイクル利用許可申請は、次の各号に掲げるレンタサイクル利用許可申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間又は期日に行わなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) レンタサイクル1月利用許可申請 レンタサイクルの利用開始希望日の属する月の前月の1日から同月の25日までの間

(2) レンタサイクル1日利用許可申請 レンタサイクルを利用しようとする日の当日

(平27規則66・令4規則72・一部改正)

第7条 削除

(令4規則72)

(許可等の方法等)

第8条 市長は、条例第5条第1項の許可(以下「駐輪場利用許可」という。)をする旨の決定をしたときは、その旨を駐輪場利用許可証により駐輪場利用許可申請をした者に通知するものとする。

2 条例第5条第3項後段の規定による通知は、駐輪場利用不許可通知書により行うものとする。

3 指定管理者は、レンタサイクル利用許可をする旨の決定をしたときは、その旨を次の各号に掲げるレンタサイクル利用許可申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可証(以下「レンタサイクル利用許可証」という。))により当該レンタサイクル利用許可申請をした者に通知するものとする。

(1) レンタサイクル1月利用許可申請 レンタサイクル1月利用許可証

(2) レンタサイクル1日利用許可申請 レンタサイクル1日利用許可証

4 条例第5条第6項後段の規定による通知は、レンタサイクル利用不許可通知書により行うものとする。

5 駐輪場利用許可証又はレンタサイクル利用許可証(以下この項において「許可証」という。)の交付を受けた者は、駐輪場又はレンタサイクルを利用するときは、当該許可証を携帯し、係員の請求があつたときはこれを提示

しなければならない。

- 6 駐輪場利用許可証の交付を受けた者は、当該駐輪場利用許可証を著しく汚損し、破損し、又は紛失したときは、駐輪場利用許可証再交付申請書により市長に駐輪場利用許可証の再交付を申請することができる。
- 7 レンタサイクル利用許可証の交付を受けた者は、当該レンタサイクル利用許可証を著しく汚損し、破損し、又は紛失したときは、レンタサイクル1月・1日利用許可証再交付申請書により指定管理者にレンタサイクル利用許可証の再交付を申請することができる。

(平27規則66・一部改正)

第9条 削除

(平22規則73)

(利用中止の届出)

第10条 条例第7条第1項の規定による届出は、駐輪場定期利用中止届出書を市長に提出して行わなければならない。

- 2 前項の駐輪場定期利用中止届出書には、同項の届出に係る駐輪場利用許可に係る駐輪場利用許可証及び条例第12条第1項の利用票を添付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 条例第7条第2項の規定による届出は、レンタサイクル1月利用中止届出書を指定管理者に提出して行わなければならない。
- 4 前項のレンタサイクル1月利用中止届出書には、同項の届出に係るレンタサイクル利用許可に係るレンタサイクル1月利用許可証及び条例第12条第2項の利用票を添付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 条例第7条の規定による届出は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに行わなければならない。
 - (1) 駐輪場利用許可 駐輪場定期利用を中止しようとする日の前日(その日が本市の休日であるときは、その日前において、その日に最も近い本市の休日でない日)
 - (2) レンタサイクル利用許可(レンタサイクル1月利用に係るものに限る。) レンタサイクルの利用を中止しようとする日の属する月の前月の末日(その日が本市の休日であるときは、その日前において、その日に最も近い本市の休日でない日)

(平27規則66・一部改正)

(許可の取消し等)

第11条 条例第8条第2項後段の規定による通知は、駐輪場利用許可取消・制限・停止通知書により行うものとする。

- 2 条例第8条第4項後段の規定による通知は、次の各号に掲げるレンタサイクル利用許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。
 - (1) レンタサイクル利用許可(レンタサイクル1月利用に係るものに限る。) レンタサイクル1月利用許可取消・制限・停止通知書
 - (2) レンタサイクル利用許可(レンタサイクル1日利用に係るものに限る。) レンタサイクル1日利用許可取消・制限・停止通知書

(平27規則66・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 条例第10条第1項の規定による使用料の減額又は免除(以下「使用料の減免」という。)をすることができる場合及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護者のうち高校生以下のものが駐輪場定期利用をする場合 100パーセント
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が駐輪場定期利用をする場合 100パーセント
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認める場合 市長が定める割合
- 2 条例第10条第2項の規定による申請は、使用料減額・免除申請書を市長に提出して行わなければならない。
 - 3 前項の使用料減額・免除申請書には、第1項第1号又は第2号に該当することにより使用料の減免を受けようとするときはその事実を証する書面の写しを、同項第3号に該当することにより使用料の減免を受けようとするときは市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、市長が当該書面の写し又は当該書類の添付を要しないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 市長は、使用料の減免をする旨の決定をしたときはその旨を口頭により、使用料の減免をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を使用料減免不可決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(平19規則2・平21規則54・令2規則83・一部改正)

(使用料の返還)

第13条 条例第11条第2項の規定による申請は、使用料返還申請書を市長に提出して行わなければならない。

- 2 市長は、条例第11条第1項ただし書の返還をする旨の決定をしたときはその旨を口頭により、返還をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を使用料返還不可決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

る。

(利用料金の減免)

第13条の2 条例第11条の3の規定による利用料金の減額又は免除(以下「利用料金の減免」という。)をすることができる場合及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法に基づく被保護者のうち高校生以下のものが駐輪場定期利用をする場合 100パーセント
 - (2) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が駐輪場定期利用をする場合 100パーセント
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認める場合 指定管理者が定める割合
- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める書面の提出又は提示により指定管理者に申出をし、その承認を受けなければならない。ただし、指定管理者が当該提出又は提示を要しないと認めるときは、当該提出又は提示によらずに当該申出をすることができる。
- 3 指定管理者は、前項の承認をしたときは、書面により、その旨を前項の申出をした者に通知するものとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、書面によらないで当該承認をする旨の通知をすることができる。

(平21規則54・追加、令2規則83・一部改正)

(利用料金の返還)

第13条の3 条例第11条の4ただし書の規定による利用料金の全部又は一部の返還(以下「利用料金の返還」という。)をすることができる場合は、条例第8条第2項第1号又は第2号のいずれかに該当することにより駐輪場利用許可を取り消した場合及び同条第4項第1号又は第2号のいずれかに該当することによりレンタサイクル利用許可を取り消した場合を除き、指定管理者が必要があると認めるときとする。

- 2 利用料金の返還をすることができる額は、指定管理者が別に定める額とする。
- 3 利用料金の返還を受けようとする者は、指定管理者が別に定める書面の提出又は提示により指定管理者に申出をし、その承認を受けなければならない。ただし、指定管理者が当該提出又は提示を要しないと認めるときは、当該提出又は提示によらずに当該申出をすることができる。
- 4 指定管理者は、前項の承認をしたときは、書面により、その旨を同項の申出をした者に通知するものとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、書面によらないで当該承認をする旨の通知をすることができる。

(平21規則54・追加、平27規則66・一部改正)

(複数の駐輪場利用許可を受けている者に係る使用料の減免又は利用料金の減免)

第13条の4 同時に複数の駐輪場又は複数の自転車等に係る駐輪場利用許可を受けている者に係る使用料の減免又は利用料金の減免は、当該駐輪場利用許可のうち1の許可に係る使用料の減免又は利用料金の減免に限りするものとする。ただし、使用料の減免にあつては市長が、利用料金の減免にあつては指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(平21規則54・追加、平27規則66・一部改正)

(利用票)

第14条 駐輪場定期利用に係る利用票の交付を受けた者は、利用に係る自転車等の後方から見やすい位置に当該利用票を貼付しなければならない。

- 2 駐輪場一時利用に係る利用票の交付を受けた者は、利用に係る自転車等の後方から見やすい位置に当該利用票を掲示しなければならない。
- 3 レンタサイクル1月利用に係る利用票の交付を受けた者は、レンタサイクルを利用するときは当該利用票を携帯し、係員の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
- 4 駐輪場定期利用に係る利用票の交付を受けた者は、当該利用票を著しく汚損し、破損し、又は紛失したときは、駐輪場定期利用票再交付申請書により市長に利用票の再交付を申請することができる。ただし、指定駐輪場にあつては、指定管理者が当該駐輪場定期利用票再交付申請書によることを要しないと認めるときは、当該駐輪場定期利用票再交付申請書によらずに当該利用票の再交付の申請をすることができる。
- 5 レンタサイクル1月利用に係る利用票の交付を受けた者は、当該利用票を著しく汚損し、破損し、又は紛失したときは、レンタサイクル利用票再交付申請書により指定管理者に利用票の再交付を申請することができる。ただし、指定管理者が当該レンタサイクル利用票再交付申請書によることを要しないと認めるときは、当該レンタサイクル利用票再交付申請書によらずに当該利用票の再交付の申請をすることができる。

(平20規則121・平21規則54・平27規則66・一部改正)

(回数券)

第14条の2 前条第2項の規定は、条例第9条第3項に規定する回数券を使用して駐輪場一時利用をする者について準用する。

(平26規則80・追加)

(返却)

第15条 条例第13条の規定による返却は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時まで利用に係るレンタサイクルを原状に回復して行わなければならない。

- (1) レンタサイクル1月利用 次に掲げる利用の区分に応じ、それぞれに定める時
- ア 正利用 レンタサイクルを利用する日の翌日の午前8時(当該利用する日が12月28日である場合にあっては、同日の午後10時)
- イ 逆利用 レンタサイクルを利用する日の当日の午後6時
- (2) レンタサイクル1日利用 レンタサイクルを利用する日の当日の午後10時
- (平27規則66・一部改正)
- (移動保管料)

第16条 条例第17条第2項の規則で定める額は、自転車又は原動機付自転車については1台当たり3,140円とし、自動二輪車については1台当たり5,220円とする。

(平17規則50・平25規則102・平31規則18・一部改正)

(市長による管理等)

第17条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に駐輪場の管理を行わせることができない場合においては、第13条の2及び第13条の3の規定は適用せず、第5条、第6条、第8条第3項及び第7項、第10条第3項及び第4項、第13条の4並びに第14条第4項及び第5項の規定の適用については、第5条第1項中「市長(指定駐輪場(条例第3条の2に規定する指定駐輪場をいう。以下同じ。))にあっては、指定管理者(同条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))。次条、第8条、第10条及び第14条において同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第2項各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1項第1号中「期間(指定駐輪場にある場合は、利用開始希望日の属する年度の前年度の2月1日から当該利用開始希望日(その日が柏市休日条例(平成元年柏市条例第3号)第2条第1項に規定する休日(以下「本市の休日」という。)であるときは、その日前において、その日に最も近い本市の休日でない日)までの間)」とあるのは「期間」と、同項第2号中「期間(指定駐輪場にある場合は、利用開始希望日の当日(その日が本市の休日であるときは、その日前において、その日に最も近い本市の休日でない日))」とあるのは「期間」と、同条第2項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第3項各号列記以外の部分及び第7項並びに第10条第3項及び第4項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条の4中「使用料の減免又は利用料金の減免」とあるのは「使用料の減免」と、「利用料金の減免にあっては指定管理者が必要」とあるのは「必要」と、第14条第4項中「できる。ただし、指定駐輪場にある場合は、指定管理者が当該駐輪場定期利用票再交付申請書によることを要しないと認めるときは、当該駐輪場定期利用票再交付申請書によらずに当該利用票の再交付の申請をすることができる。」とあるのは「できる。」と、同条第5項中「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、「できる。ただし、指定管理者が当該レンタサイクル利用票再交付申請書によることを要しないと認めるときは、当該レンタサイクル利用票再交付申請書によらずに当該利用票の再交付の申請をすることができる。」とあるのは「できる。」とする。

(平21規則54・追加、平27規則66・平30規則74・令2規則83・令4規則72・一部改正)

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則54・旧第17条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- (柏市自転車等放置防止条例施行規則の一部改正)
- 2 柏市自転車等放置防止条例施行規則(昭和59年柏市規則第1号)の一部を次のように改正する。
- 第6条から第13条までを次のように改める。
- 第6条から第13条まで 削除
- (柏市財務規則の一部改正)
- 3 柏市財務規則(昭和59年柏市規則第4号)の一部を次のように改正する。
- 別表第5第1項の表土木部の項交通施設課の目出納員の欄中「自転車登録手数料」を「駐輪場等使用料」に改める。
- (柏市行政組織規則の一部改正)
- 4 柏市行政組織規則(平成13年柏市規則第7号)の一部を次のように改正する。
- 第19条の表に次のように加える。

土木部交通施設課	柏市駐輪場
	柏市レンタサイクル

別表第1第12項の表交通施設課の項第9項中「駐輪場」の次に「及びレンタサイクル」を加える。

(平成17年度の駐輪場定期利用許可申請期間の特例)

- 5 次の表の左欄に掲げる駐輪場における駐輪場定期利用(同表の右欄に掲げる自転車等の種類を当該駐輪場の利用の対象とするものに限る。)に係る利用開始希望日が平成17年7月1日である場合の駐輪場定期利用許可申請を行

わなければならない期間は、第6条の規定にかかわらず、同年5月9日から同年7月1日までの間とする。

駐輪場	利用の対象とする自転車等の種類
柏駅東口第六駐輪場	自動二輪車
柏駅西口第四駐輪場	自動二輪車
南柏駅東口第二駐輪場	自動二輪車
南柏駅西口第一駐輪場	自動二輪車
北柏駅南口第二駐輪場	自動二輪車
北柏駅北口第一駐輪場	自動二輪車
豊四季駅北口第一駐輪場	自動二輪車
高柳駅東口第一駐輪場	自転車
高柳駅東口第二駐輪場	自転車
高柳駅東口第三駐輪場	自転車等
高柳駅東口第四駐輪場	自転車
大津ヶ丘駐輪場	自転車
中ノ橋駐輪場	自転車

(平17規則50・追加，平17規則134・一部改正)

- 6 柏の葉キャンパス駅第一駐輪場及び柏たなか駅第一駐輪場における自転車又は原動機付自転車を利用の対象とする駐輪場定期利用に係る利用開始希望日が平成17年10月1日である場合の駐輪場定期利用許可申請を行わなければならない期間は、第6条の規定にかかわらず、同年8月24日から同年9月30日までの間とする。

(平17規則134・追加)

附 則(平成17年規則第50号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は同年5月9日から、第16条の改正規定は同年7月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第134号)

この規則は、平成17年8月24日から施行する。

附 則(平成18年規則第115号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第121号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第54号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第73号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第98号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第102号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条の規定は、この規則の施行の日以後の自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の移動保管料について適用し、同日前の自転車等の移動保管料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第80号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月2日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の柏市駐輪場等条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条第4項の規定による提出又は提示及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則第7条第4項の規定の例により、柏市駐輪場等条例(平成15年柏市条例第16号)第3条の2に規定する指定管理者に行わせることができる。

附 則(平成30年規則第74号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項本文及び第17条の改正規定並びに別表の改正規定(「高柳駅東口第一駐輪場」を「北柏駅南口第三駐輪場」に改める部分に限る。)は公布の日から施行する。

附 則(平成31年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条の規定は、この規則の施行の日以後の自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の移動保管料について適用し、同日前の自転車等の移動保管料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年規則第83号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月10日から施行する。ただし、第12条第1項第2号及び第13条の2第1項第2号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第1項及び第13条の2第1項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の駐輪場定期利用に係る使用料又は利用料金の減額又は免除(以下「使用料等の減免」という。)について適用し、同日前の駐輪場定期利用に係る使用料等の減免については、なお従前の例による。

附 則(令和3年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第72号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の駐輪場の利用に係る許可の申請について適用し、同日前の駐輪場の利用に係る許可の申請については、なお従前の例による。